

## **Appendix-27. 土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等（地歴調査）における過去の調査結果の利用**

### **1. 過去に行われた土壤汚染状況調査結果を利用する際の留意点**

#### **1.1 土壤汚染対策法の施行・改正に係る留意点**

1.1.1 過去に土壤汚染状況調査が行われた時点での土壤汚染のおそれ及び土壤の汚染状態の評価

1.1.2 過去に土壤汚染状況調査が行われた後の土壤の汚染状態の変化の評価

#### **1.2 特定有害物質の種類及び基準の見直しに伴う留意点**

1.2.1 過去に土壤汚染状況調査が行われた時点での土壤汚染のおそれ及び土壤の汚染状態の評価

1.2.2 過去に土壤汚染状況調査が行われた後の土壤の汚染状態の変化の評価

#### **1.3 土壤汚染状況調査が行われた時期の違いによる主な留意点と対応の例**

1.3.1 制定法施行後かつ平成 21 年改正法施行前に行われた土壤汚染状況調査の結果の利用

1.3.2 平成 21 年改正法施行後かつ平成 29 年改正法全面施行前に行われた土壤汚染状況調査の結果の利用

1.3.3 土壤汚染状況調査の結果とみなされた制定法施行前に行われた土壤汚染調査の結果の利用

### **2. 過去に行われた土壤汚染調査結果を利用する際の留意点**

2.1 過去に土壤汚染調査が行われた土地で土壤汚染状況調査を行う場合の過去の調査結果の利用における留意点

2.1.1 過去に土壤汚染調査が行われた時点での土壤汚染のおそれ及び土壤の汚染状態の評価

2.1.2 過去に土壤汚染調査が行われた後の土壤の汚染状態の変化の評価

#### **2.2 特定有害物質の種類及び基準の見直しに伴う留意点**

2.2.1 過去に土壤汚染調査が行われた時点での土壤汚染のおそれ及び土壤の汚染状態の評価

2.2.2 過去に土壤汚染調査が行われた後の土壤の汚染状態の変化の評価

### **3. 特定有害物質の種類及び基準の見直しに対する施行日前認定済土壤及び施行日前浄化等済土壤で埋め戻された土地における当該土壤の汚染のおそれの判断**

3.1 特定有害物質の種類及び基準の見直しに対する施行日前認定済土壤の汚染のおそれの判断

3.2 特定有害物質の種類及び基準の見直しに対する施行日前浄化等済土壤の汚染のおそれの判断

## 土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等（地歴調査）における過去の調査結果の利用

法第3条第1項及び第8項、法第4条第2項及び第3項並びに法第5条第1項の土壤汚染状況調査における土壤汚染状況調査の対象地において、過去に土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査又は基づかない土壤汚染調査が行われていた場合、新たに行う土壤汚染状況調査における土壤汚染状況調査の対象地において過去の土壤汚染状況調査及び土壤汚染調査結果を利用する際の留意点を示す。

### 1. 過去に行われた土壤汚染状況調査結果を利用する際の留意点

地歴調査において土壤汚染状況調査の対象地の全部又は一部において過去に土壤汚染状況調査が行われたことが把握された場合、当該過去の土壤汚染状況調査の結果を地歴調査において利用する必要がある、試料採取等及び調査結果の評価において利用することができる場合がある。

図-1に示すように、平成15年2月15日の平成14年制定法（制定法）の施行後、法改正の際に土壤汚染状況調査の方法や調査結果の評価方法が変更されている。また、特定有害物質や基準の見直しもこれまでに行われている。そのため、過去の土壤汚染状況調査が実施された時期により、地歴調査の対象とされた特定有害物質や汚染原因、試料採取等対象物質、試料採取等の方法、調査結果の評価方法に違いがあり、新たに行う土壤汚染状況調査で過去の土壤汚染状況調査の結果をどのように利用できるかが異なる。

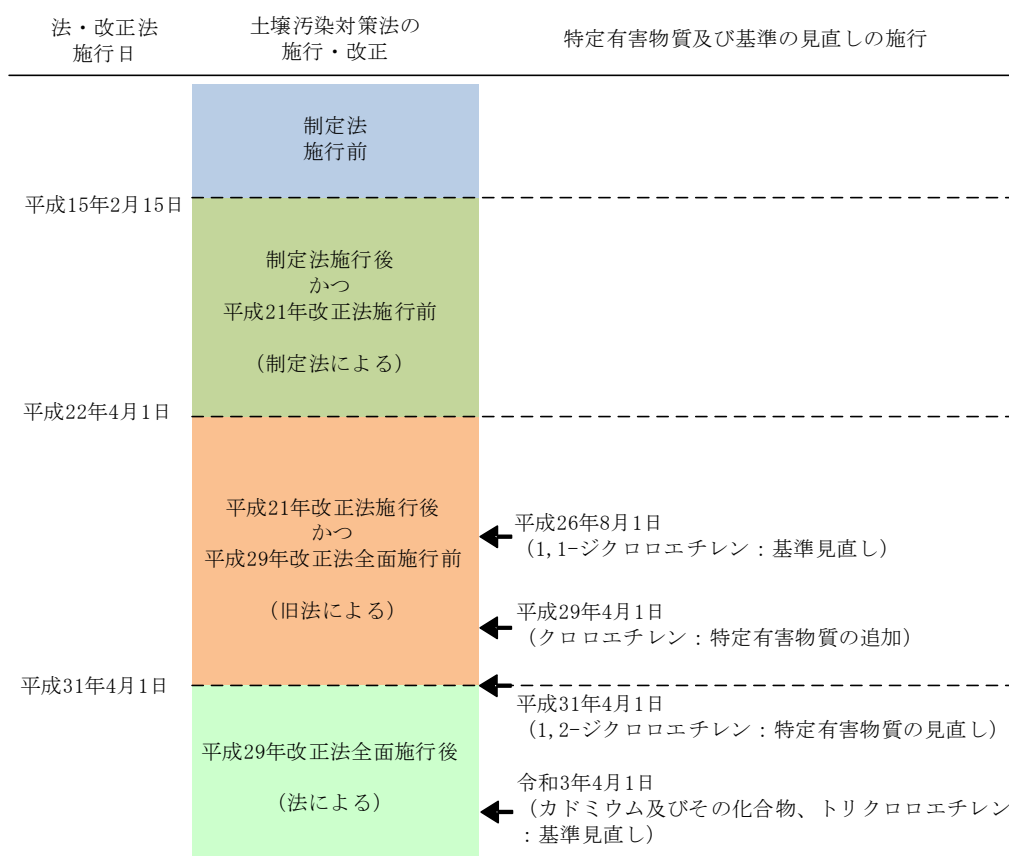


図-1 過去に行われた土壤汚染状況調査の内容に関わる法の施行及び改正の時期による区分並びに特定有害物質及び基準の見直し

過去の土壤汚染状況調査の結果は、当該土壤汚染状況調査が行われた時点における土壤汚染のおそれや土壤の汚染状態を判断するために使用できる場合があるが、当該土壤汚染状況調査が行われた後に土壤汚染の除去や土壤の移動が行われていることがある。そのため、過去の土壤汚染状況調査が行われた土地で新たに土壤汚染状況調査を行う際には、地歴調査において、当該過去の土壤汚染状況調査が行われた後に行われた土壤汚染の除去や土壤の移動についても情報を入手・把握し、当該過去の土壤汚染状況調査が行われた時点で生じていた土壤汚染及びそのおそれについて、新たに土壤汚染状況調査を行う時点での状況を判断することになる。そして、それらに加え、過去の土壤汚染状況調査が行われた時点において既に生じていたが当該過去の土壤汚染状況調査では把握されていなかった土壤汚染のおそれ及び当該過去の土壤汚染状況調査が行われた後に新たに生じた土壤汚染のおそれを把握し、新たに土壤汚染状況調査を行う時点での土壤汚染及びそのおそれの状況を判断して、試料採取等対象物質の選定及び汚染のおそれの由来に応じた区分を行うことになる。

## 1.1 土壤汚染対策法の施行・改正に係る留意点

### 1.1.1 過去に土壤汚染状況調査が行われた時点での土壤汚染のおそれ及び土壤の汚染状態の評価

過去に土壤汚染状況調査が行われた土地で新たに土壤汚染状況調査を行う場合、過去の土壤汚染状況調査の結果をその調査が行われた時点における土壤汚染のおそれ並びに土壤汚染の状況の全部又は一部を表すものとして、地歴調査で利用する必要があり、試料採取等で利用することができる。

土壤汚染状況調査の対象とする汚染原因や調査方法及び調査結果の評価方法は、平成15年2月15日に制定法が施行された後、平成22年4月1日の平成21年改正法の施行及び平成31年4月1日の平成29年改正法全面施行の際に改正されてきた。表-1に平成29年改正法全面施行後の法による土壤汚染状況調査の対象及び方法と、制定法施行後かつ平成21年改正法施行前における制定法による土壤汚染状況調査及び平成21年改正法施行後かつ平成29年改正法全面施行前の旧法による土壤汚染状況調査の主な違いを示す。なお、制定法施行前に行われていた「土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針」（平成11年1月29日付け環水企30・環水土12）に基づく土壤汚染調査との主な違いも合わせて示した。

表-1に示すように、土壤汚染状況調査を実施した時期や調査契機により、地歴調査の対象とする特定有害物質の種類や地歴調査の対象とする期間が限定的になっている。また、試料採取等の対象とした特定有害物質についても過去から当該土壤汚染状況調査実施時までの全ての期間について土壤汚染のおそれを把握していないことがある。法による調査では、全ての特定有害物質について過去から現在までの土壤汚染のおそれを把握し、必要な試料採取等を行って土壤の汚染状態を評価する必要があるため、過去に実施された土壤汚染状況調査で不足が認められる場合には、新たな調査契機において地歴調査から不足部分を補う必要がある。

表-1(1) 平成 29 年改正法全面施行後の土壤汚染状況調査の方法に対する旧法、制定法及び指針による調査方法の違い

	期間	平成 29 年改正法全面施行後 (法による調査)	平成 21 年改正法施行 後かつ平成 29 年改正 法施行前 (旧法による調査)	制定法施行後かつ平成 21 年改正法施行前 (制定法による調査)	制定法施行前 (調査・対策指針運用基 準による調査)
地歴調査の 対象とする 特定有害物質	有害物質使用特 定施設の廃止時	全ての特定有害物質	△全ての特定有害物質 H29.3.31 まで CE なし	▲廃止した有害物質使用 特定施設において使用等 していた特定有害物質 CE なし	▲(現況把握型) 案件ごと に、当時の全 24 物質から 選定
	調査の一時的免 除を受けた土地 での土地の形質 の変更時	全ての特定有害物質			
	一定規模以上の 土地の形質の変 更時	全ての特定有害物質	▲調査命令書に記載さ れた特定有害物質に限 定 (1.1.1(1)参照)		▲(現況把握型) 案件ごと に、当時の全 24 物質から 選定
	人の健康被害の おそれが認めら れる時	全ての特定有害物質	▲調査命令書に記載さ れた特定有害物質に限 定 (1.1.1(1)参照)	▲調査命令書に記載さ れた特定有害物質に限 定 (1.1.1(1)参照)	▲(地下水汚染契機型/汚 染発見型) 汚染が認めら れた物質
地歴調査の 対象とする期間	有害物質使用特 定施設の廃止時	過去から現在まで	過去から現在まで	▲廃止した有害物質使用 特定施設が設置されてか ら現在まで	△現況把握型に該当す る場合は過去から現在まで
	調査の一時的免 除を受けた土地 での土地の形質 の変更時	過去から現在まで			
	一定規模以上の 土地の形質の変 更時	過去から現在まで	過去から現在まで		△現況把握型に該当す る場合は過去から現在まで
	人の健康被害の おそれが認めら れる時	過去から現在まで	過去から現在まで	▲調査命令の対象とな った事業所が設置されて 以降、あるいは有害物質 使用特定施設が設置され て以降から現在まで	△地下水汚染契機型/汚 染発見型に該当する場 合は過去から現在まで
試料採取等対象物質 (分解生成物)	PCE→TCE→1,1-DCE/1,2- DCE→CE		△ H29.3.31 まで CE なし	△CE なし	△案件ごとに決める
	1,1,1-TCA→1,1-DCE→CE		△ H29.3.31 まで CE なし	△CE なし	△案件ごとに決める
	1,1,2-TCA→1,1-DCE/1,2- DCE→CE		△ H29.3.31 まで CE なし	△CE なし	△案件ごとに決める
	1,1,2-TCA→1,2-DCA		法による調査と同じ	法による調査と同じ	△案件ごとに決める
	CTC→DCM		▲対象としていない分 解経路	▲対象としていない分 解経路	▲対象としていない分 解経路
調査の対象とする汚染の 由来	人為等由来		対象とする (法による 調査と同じ)	対象とする (法による調 査と同じ)	対象とする (法による調 査と同じ)
	自然由来		対象とする (自然由来 特例の調査又は基本と なる調査)		
	水面埋立て土砂由来		対象とする (水面埋立 地特例の調査又は基本 となる調査)		

PCE：テトラクロロエチレン、TCE：トリクロロエチレン、1,1-DCE：1,1-ジクロロエチレン、1,2-DCE：1,2-ジクロロエチレン、CE：クロロエチレン、1,1,2-TCA：1,1,2-トリクロロエタン、1,1,1-TCA：1,1,1-トリクロロエタン、1,2-DCA：1,2-ジクロロエタン、CTC：四塩化炭素、DCM：ジクロロメタン

(斜線)：契機や由来を調査の対象としていない。

▲：法と異なる調査方法が定められており、地歴調査や試料採取等の対象としていない。

△：概ね法の調査方法と同じだが、一部の特定有害物質や一部の試料採取位置が調査の対象となっていない可能性がある。調査・対策指針運用基準による調査においては法の調査と同様とみなせるか個別に確認を要する。

表-1(2) 平成 29 年改正法全面施行後の土壌汚染状況調査の方法に対する旧法、制定法及び指針による調査方法の違い

期間	平成 29 年改正法全面施行後 (法による調査)	平成 21 年改正法施行後かつ平成 29 年改正法施行前 (旧法による調査)	制定法施行後かつ平成 21 年改正法施行前 (制定法による調査)	制定法施行前 (調査・対策指針運用基準による調査)	
人為等由来汚染調査	汚染のおそれの区分の分類と試料採取密度	汚染のおそれ比較的多い：100m <sup>2</sup> ごと	法による調査と同じ	法による調査と同じ	△区分が明確でない、1000m <sup>2</sup> よりも密に(決まりはない)
		汚染のおそれが少ない：900m <sup>2</sup> ごと	法による調査と同じ	法による調査と同じ	△区分が明確でない、概ね1000m <sup>2</sup> ごと
		汚染のおそれがない：原則試料採取なし	法による調査と同じ	法による調査と同じ	△区分が明確でない
	第一種：ボーリング調査の試料採取等対象物質	土壌ガスが検出された物質	対象とする(法による調査と同じ)	対象とする(法による調査と同じ)	対象とする(法による調査と同じ)
		土壌ガスが検出された物質の分解生成物	▲試料採取対象外	▲試料採取対象外	△案件ごとに対象とするか決める
		土壌ガスが検出された物質の親物質(使用等特定有害物質に限る)	▲試料採取対象外	▲試料採取対象外	△案件ごとに対象とするか決める
		上記の分解生成物	▲試料採取対象外	▲試料採取対象外	△案件ごとに対象とするか決める
	第一種：ボーリング調査の試料採取深さ	表層、50 cm、深さ 1 m ごと	法による調査と同じ	法による調査と同じ	△1 mあたり 1～2 試料、地層状況を勘案して採取
		汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌	法による調査と同じ	法による調査と同じ	▲試料採取対象外
		帯水層の底面の土壌	法による調査と同じ	▲試料採取対象外	△不透水層の上端の土壌
		汚染のおそれが生じた場所の位置よりも浅い部分にある難透水性の地層の土壌	▲試料採取対象外	▲試料採取対象外	▲試料採取対象外
	第二種・第三種：試料採取深さ＝汚染のおそれが生じた場所の位置	現在の地表	法による調査と同じ	法による調査と同じ	法による調査と同様とみなす(深さ 15 cm までの土壌を採取)
		過去の地表	法による調査と同じ	▲地歴調査・試料採取の対象外	▲調査対象外
		配管、ピット下	法による調査と同じ	△深さ 50cm 以深にある場合は法による調査と同じ 深さ 50cm 未満にある場合は地表から 50cm の土壌を採取	▲調査対象外
	第二種：調査方法	土壌溶出量調査	法による調査と同じ	法による調査と同じ	法による調査と同じ
		土壌含有量調査	法による調査と同じ	法による調査と同じ	▲調査対象外。ただし全量分析を実施している場合がある
自然由来汚染調査	自然由来の汚染のおそれが認められる地層の試料採取地点	900m 格子ごとに 2 地点	法による調査と同じ		
	自然由来盛土等の試料採取地点	30m 格子ごとに 1 地点、又は同質な汚染状態とみなせる範囲ごとに 1 地点	法による調査と同様とみなす(自然由来の汚染のおそれが認められる地層の調査地点のみでよい)		
土砂由来汚染調査	試料採取地点	30m 格子ごとに 1 地点	法と同様とみなす(第二種・第三種は 5 地点混合法)		

(斜線)：契機や由来を調査の対象としていない。

▲：法と異なる調査方法が定められており、地歴調査や試料採取等の対象としていない。

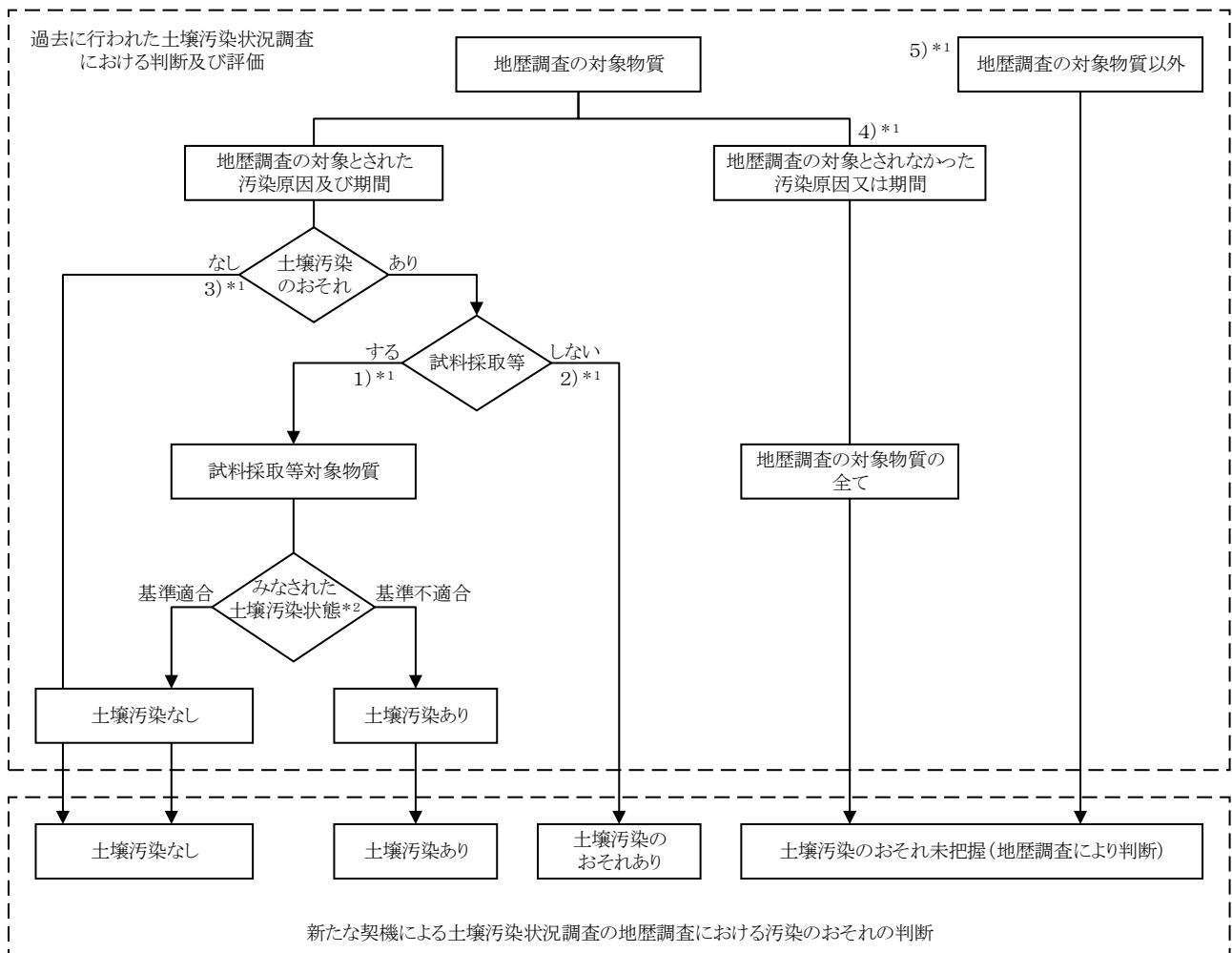
△：概ね法の調査方法と同じだが、一部の特定有害物質や一部の試料採取位置が調査の対象となっていない可能性がある。「調査・対策指針運用基準による調査」においては、法の調査と同様とみなせるか個別に確認を要する。

(1) 平成 29 年改正法全面施行前に行われた土壤汚染状況調査の結果に基づく汚染のおそれの把握

制定法施行後かつ平成 29 年改正法全面施行前に行われた制定法又は旧法による土壤汚染状況調査では、地歴調査の対象とされた汚染原因が限られている場合や土壤汚染のおそれの把握（地歴調査）の対象とされた汚染原因及び期間、特定有害物質の種類が限られている場合がある。また、地歴調査で土壤汚染のおそれがあると認められた場合でも、調査の命令に係る書面に記載された特定有害物質ではないために試料採取等対象物質とされなかった特定有害物質がある場合もある。

これらのことを鑑み、地歴調査において過去の土壤汚染状況調査の結果を利用する際には、当該過去の土壤汚染状況調査の報告書をもとに、それらの状況を確認し、過去の土壤汚染状況調査が行われた時点における土壤汚染のおそれを判断する必要がある。

図-2 に、新たに土壤汚染状況調査を行う際の過去の土壤汚染状況調査が行われた時点における土壤汚染のおそれの判断方法の概念図を示す。



\*1 図中の1)～5)は本文の1. 1. 1(1)の1)～5)に対応  
 \*2 第二種特定有害物質は土壤溶出量、土壤含有量ごとに判断する。

図-2 過去の土壤汚染状況調査（制定法又は旧法による）が行われた時点における土壤汚染のおそれの判断方法の概念図

## 1) 過去の土壤汚染状況調査の試料採取等対象物質

過去の土壤汚染状況調査で地歴調査の対象とされた特定有害物質のうち、当該地歴調査の対象とされた汚染原因による土壤汚染が当該地歴調査の対象とされた期間において生じているおそれがあると判断され、試料採取等対象物質に選定されたものについては、当該地歴調査の対象とされた期間に生じたものについて、当該過去の土壤汚染状況調査が行われた時点における土壤の汚染状態の評価が完了している。そのため、新たに行う土壤汚染状況調査では、地歴調査において、当該過去の土壤汚染状況調査の結果をもとに、過去の地歴調査の対象とされた特定有害物質及び汚染原因により当該過去の地歴調査の対象とされた期間に生じた土壤汚染の当該過去の土壤汚染状況調査が行われた時点における状態を評価することができる。

したがって、新たに行う土壤汚染状況調査では、過去の土壤汚染状況調査で地歴調査の対象とされた特定有害物質及び汚染原因により当該過去の地歴調査の対象とされた期間に生じた土壤汚染のおそれによる当該過去の土壤汚染状況調査が行われた時点の土壤の汚染状態を評価するために試料採取等を追加すること及びやり直すことは不要である。

試料採取等の追加及びやり直しが不要である具体例を以下に示す。

- 過去の土壤汚染状況調査において、土壤ガス調査で土壤ガスが検出された試料採取等対象物質についてボーリングによる土壤溶出量調査が行われ、土壤ガスが検出された試料採取等対象物質の分解生成物又は親物質について土壤ガスが検出されなかったことに基づき土壤汚染なしと評価されている場合、当該分解生成物又は親物質を対象としたボーリングによる土壤溶出量調査を追加で実施することは不要であり、当該土壤ガス調査結果に基づき当該過去の土壤汚染状況調査が行われた時点での当該分解生成物又は親物質による土壤の汚染状態を判断する。
- 過去の土壤汚染状況調査において、ボーリング調査による土壤溶出量調査で深さ 10m よりも浅い帯水層底面の土壤を試料採取等の対象とせずに土壤ガスの検出範囲における土壤の汚染状態が評価されている場合、帯水層底面の土壤の試料採取等を追加で実施することは不要であり、当該過去のボーリングによる土壤溶出量調査の結果をもとに当該過去の土壤汚染状況調査が行われた時点における土壤の汚染状態を判断する。

なお、新たに行う土壤汚染状況調査において、過去の土壤汚染状況調査で評価された土壤の汚染状態を地歴調査で用いる場合は当該汚染状態をもとに当該過去の土壤汚染状況調査が行われた時点の土壤の汚染状態を判断することになる。

## 2) 過去の土壤汚染状況調査で地歴調査の対象とされ土壤汚染のおそれがあると判断されたが試料採取等の対象とされなかった特定有害物質

過去の土壤汚染状況調査で地歴調査の対象とされた特定有害物質のうち、当該地歴調査の対象とされた汚染原因による土壤汚染のおそれが把握されたが、試料採取等対象物質に選定されなかったものについては、当該過去の土壤汚染状況調査が行われた時点において、当該地歴調

査の対象とされた期間に生じた土壌汚染のおそれがあったことが確認されている。そのため、新たに行う土壌汚染状況調査では、地歴調査において、当該過去の土壌汚染状況調査の結果をもとに、当該過去の地歴調査の対象とされた特定有害物質及び汚染原因により当該過去の地歴調査の対象とされた期間に生じた土壌汚染のおそれについて、当該過去の土壌汚染状況調査が行われた時点における状態を判断することができる。

地歴調査の対象とされた汚染原因による土壌汚染のおそれがあることが把握されたが、試料採取等対象物質に選定されていない特定有害物質の例として、以下に該当するものが挙げられる。

- ・ 旧法第3条第1項の土壌汚染状況調査において、調査実施者が情報の入手・把握を行った結果から土壌汚染のおそれがあると判断されたが、都道府県知事からの「土壌汚染状況調査の対象地において土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類のお知らせ」に含まれていなかったために試料採取等対象物質とされなかった特定有害物質

### 3) 過去の土壌汚染状況調査で土壌汚染のおそれがないと判断された特定有害物質

過去の土壌汚染状況調査で地歴調査の対象とされた特定有害物質のうち、当該地歴調査の対象とされた期間において当該地歴調査の対象とされた汚染原因による土壌汚染のおそれがないと判断されたものについては、当該過去の土壌汚染状況調査が行われた時点において、当該地歴調査の対象とされた期間に当該汚染原因による土壌汚染が生じていなかったことが確認されている。そのため、新たに行う土壌汚染状況調査における地歴調査では、当該過去の土壌汚染状況調査の結果をもとに、当該特定有害物質について、当該過去の土壌汚染状況調査で地歴調査の対象とされた汚染原因により当該過去の地歴調査の対象とされた期間に生じた土壌汚染は存在していないと評価することができる。

過去の土壌汚染状況調査で地歴調査の対象とされた特定有害物質のうち、当該地歴調査の対象とされた期間について、当該地歴調査の対象とされた汚染原因による土壌汚染のおそれがないと判断されたものの例として、以下に該当するものが挙げられる。

- ・ 旧法第3条第1項の土壌汚染状況調査において、地歴調査で土壌汚染のおそれがないと判断された特定有害物質

### 4) 過去の土壌汚染状況調査で地歴調査の対象とされた特定有害物質による地歴調査の対象とされなかった汚染原因及び期間

過去の土壌汚染状況調査で地歴調査の対象とされた特定有害物質の当該地歴調査の対象とされなかった汚染原因又は期間については、当該過去の土壌汚染状況調査において情報の入手・把握が行われておらず、当該過去の土壌汚染状況調査が行われた時点における土壌汚染のおそれが不明である。そのため、新たに行う土壌汚染状況調査では、地歴調査において、過去の土壌汚染状況調査が行われる以前に生じたものも含めて土壌汚染のおそれを把握する必要



がある。

過去の土壤汚染状況調査で地歴調査の対象とされた特定有害物質について、当該地歴調査の対象とされなかった汚染原因の例として、以下のものが挙げられる。

- ・ 四塩化炭素の分解生成物としてのジクロロメタンによる土壤汚染
- ・ 制定法による土壤汚染状況調査における自然由来又は水面埋立て土砂由来の土壤汚染

過去の土壤汚染状況調査において地歴調査の対象とされた特定有害物質について、当該地歴調査の対象とされなかった期間の例として、以下のものが挙げられる。

- ・ 制定法第3条第1項の土壤汚染状況調査における使用が廃止された有害物質使用特定施設が設置されるまでの期間
- ・ 制定法第4条第1項の土壤汚染状況調査において地歴を確認する対象としなかった期間

#### 5) 過去の土壤汚染状況調査で地歴調査の対象とされなかった特定有害物質

過去の土壤汚染状況調査で地歴調査の対象とされなかった特定有害物質については、当該過去の土壤汚染状況調査が行われた時点における土壤汚染のおそれが不明である。そのため、新たに行う土壤汚染状況調査においては、地歴調査において、過去の土壤汚染状況調査が行われる以前に生じたものも含めて土壤汚染のおそれを把握する必要がある。

過去の土壤汚染状況調査において地歴調査の対象とされなかった特定有害物質の例として、以下に該当するものが挙げられる。

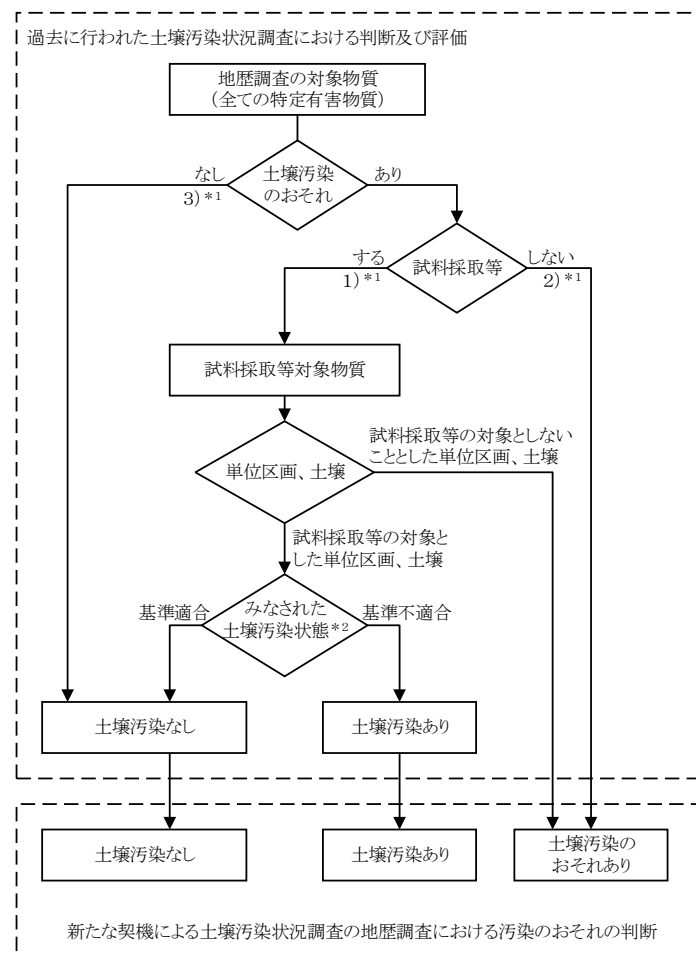
- ・ 制定法第3条第1項の土壤汚染状況調査における、使用が廃止された有害物質使用特定施設において使用等されていた特定有害物質及びその分解生成物に該当しない特定有害物質（自然由来又は水面埋立て土砂由来の土壤汚染のおそれがあるものも含まれる。）
- ・ 旧法第4条第2項の土壤汚染状況調査における、調査命令に係る書面に記載されていなかったために地歴調査の対象とされなかった特定有害物質（ジクロロメタンによる基準不適合土壌の存在に対して調査命令が発出されている場合のジクロロメタンの親物質である使用等特定有害物質としての四塩化炭素を含む。）
- ・ 制定法第4条第1項及び旧法第5条第1項の土壤汚染状況調査における、調査命令に係る書面に記載されていなかったために地歴調査の対象とされなかった特定有害物質（ジクロロメタンによる基準不適合土壌の存在に対して調査命令が発出されている場合のジクロロメタンの親物質である使用等特定有害物質としての四塩化炭素を含む。）

なお、旧法第4条第2項の土壤汚染状況調査並びに制定法第4条第1項及び旧法第5条第1項の土壤汚染状況調査で調査命令に係る書面に記載されていなかった特定有害物質については、地歴調査の対象とはされなかったが、地歴調査の対象とされた特定有害物質に係る情報を入手・把握した結果、土壤汚染のおそれがあることが確認されている場合がある。このような

場合は、当該特定有害物質について、地歴調査で確認されたもの以外に土壤汚染のおそれがあった可能性が考えられることから、新たに行う土壤汚染状況調査では、地歴調査において、当該過去の土壤汚染状況調査が行われた時点における土壤汚染のおそれを全て把握する必要がある。

(2) 平成 29 年改正法全面施行後に行われた土壤汚染状況調査の結果に基づく汚染のおそれの把握

図-3 に、平成 31 年 4 月 1 日の平成 29 年改正法全面施行後に土壤汚染状況調査が行われた土地における当該過去の土壤汚染状況調査が行われた時点までの土壤汚染のおそれの判断方法の概念図を示す。平成 29 年改正法全面施行後に行われた土壤汚染状況調査では、全ての特定有害物質が地歴調査の対象とされており、地歴調査の対象とされた汚染原因は新たに行う土壤汚染状況調査と同じである。したがって、当該過去の土壤汚染状況調査が行われた時点における土壤汚染のおそれは当該地歴調査により全て把握されており、試料採取等の対象とされなかった特定有害物質、単位区画及び土壌を除き、当該過去の土壤汚染状況調査が行われた時点における土壌の汚染状態の評価が完了している。



\*1 図中の1)~3)は本文の1. 1. 1(2)の1)~3)に対応  
 \*2 第二種特定有害物質は土壤溶出量、土壤含有量ごとに判断する。

図-3 過去の土壤汚染状況調査（平成 29 年改正法全面施行後の法による）が行われた時点における土壤汚染のおそれの判断方法の概念図

## 1) 過去の土壤汚染状況調査の試料採取等対象物質

平成 29 年改正法全面施行後の法による過去の土壤汚染状況調査において地歴調査で土壤汚染のおそれがあると判断され、試料採取等対象物質に選定された特定有害物質については、試料採取等の対象としないこととされた単位区画及び土壤を除き、当該過去の土壤汚染状況調査が行われた時点における土壤の汚染状態の評価が完了している。一方、当該過去の土壤汚染状況調査で試料採取等の対象としないこととされた単位区画及び土壤については、当該過去の土壤汚染状況調査が行われた時点で土壤汚染のおそれがあったことが確認されている。

平成 29 年改正法全面施行後の法による過去の土壤汚染状況調査において地歴調査で土壤汚染のおそれがあると判断され、試料採取等対象物質に選定された特定有害物質については、新たに行う土壤汚染状況調査の地歴調査において、当該過去の土壤汚染状況調査の結果を次のように利用することができる。

- ① 過去の土壤汚染状況調査で試料採取等の対象とされた単位区画及び土壤については、当該過去の土壤汚染状況調査の結果をもとに、その調査が行われた時点での土壤の汚染状態を評価することができる。
- ② 過去の土壤汚染状況調査で試料採取等の対象としないこととされた単位区画及び土壤については、当該過去の土壤汚染状況調査の結果をもとに、その調査が行われた時点で当該単位区画及び土壤に土壤汚染のおそれがあったと判断することができる。

## 2) 過去の土壤汚染状況調査で土壤汚染のおそれがあると判断されたが試料採取等の対象とされなかった特定有害物質

平成 29 年改正法全面施行後に行われた過去の土壤汚染状況調査で地歴調査により土壤汚染のおそれがあることが把握されたが、試料採取等対象物質に選定されなかった特定有害物質については、当該過去の土壤汚染状況調査が行われた時点において土壤汚染のおそれがあったことが確認されている。そのため、新たに行う土壤汚染状況調査では、地歴調査において、当該過去の土壤汚染状況調査の結果をもとにその調査が行われた時点における土壤汚染のおそれの状態を判断することができる。

平成 29 年改正法全面施行後の法による土壤汚染状況調査で土壤汚染のおそれがあると判断されたが試料採取等対象物質に選定されていない特定有害物質の例として、以下に該当するものが挙げられる。

- ・ 平成 29 年改正法全面施行後の法第 3 条第 1 項本文又は第 8 項の土壤汚染状況調査において、調査実施者による情報の入手・把握により土壤汚染のおそれがあると判断されたが、都道府県知事からの「土壤汚染状況調査の対象地において土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類」の通知」に含まれていなかったために試料採取等対象物質とされなかった特定有害物質
- ・ 平成 29 年改正法全面施行後の法第 4 条第 3 項又は第 5 条第 1 項の土壤汚染状況調査にお

いて、地歴調査で土壤汚染のおそれがあることが確認されたが、調査命令に係る書面に記載されていた物質ではないために試料採取等の対象とされなかった特定有害物質

### 3) 過去の土壤汚染状況調査で土壤汚染のおそれがないと判断された特定有害物質

平成 29 年改正法全面施行後に行われた土壤汚染状況調査において地歴調査で土壤汚染のおそれがないと判断された特定有害物質については、当該過去の土壤汚染状況調査が行われた時点において土壤汚染がなかったと判断することができる。

#### 1.1.2 過去に土壤汚染状況調査が行われた後の土壤の汚染状態の変化の評価

過去に土壤汚染状況調査が行われ、土壤汚染があるとみなされた土地は、その時点で要措置区域等に指定されている。その後、要措置区域においては汚染の除去等の措置が講じられており、形質変更時要届出区域においても土地の所有者等の判断で汚染の除去等の措置が講じられている場合がある。また、土壤汚染があるとみなされ要措置区域等に指定された土地に限らず、過去に土壤汚染状況調査が行われた土地では、その後、土地の形質の変更が行われ、過去に土壤汚染状況調査が行われた時点から土壤の汚染状態が変化している場合がある。

したがって、過去の土壤汚染状況調査の結果から当該過去の土壤汚染状況調査が行われた時点において土壤汚染又はそのおそれが生じていたと判断される場合は、新たに行う土壤汚染状況調査の地歴調査において、当該過去の土壤汚染状況調査が行われてから新たに土壤汚染状況調査を行うまでの間に行われた汚染の除去等の措置及び土地の形質の変更に係る情報も入手・把握し、それらが行われていることが把握された場合には、それらにより土壤の汚染状態が変化している可能性も踏まえて、新たに土壤汚染状況調査を行う時点における土壤汚染のおそれ及び土壤の汚染状態を判断する必要がある。

#### 1.2 特定有害物質の種類及び基準の見直しに伴う留意点

制定法の施行により特定有害物質、土壤溶出量基準、土壤含有量基準及び地下水基準が定められて以降、これまでに、表-2 に示すように、平成 26 年 8 月 1 日施行の 1,1-ジクロロエチレンの基準の見直し（緩和）、平成 29 年 4 月 1 日施行のクロロエチレンの特定有害物質への追加、平成 31 年 4 月 1 日施行の 1,2-ジクロロエチレンの特定有害物質の見直し、令和 3 年 4 月 1 日施行のカドミウム及びトリクロロエチレンの基準の見直し（強化）が行われてきた。

これらの特定有害物質の種類及び基準の見直しに伴う運用は、表-3 に示す通知にそれぞれ示している。

表-2 特定有害物質及び基準の見直し

施行日	特定有害物質	項目	見直し前の基準	見直し後の基準
平成 26 年 8 月 1 日	1,1-ジクロロエチレン	土壌溶出量基準 地下水基準	0.02 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
平成 29 年 4 月 1 日	クロロエチレン	土壌溶出量基準 地下水基準	—	0.002 mg/L 以下
平成 31 年 4 月 1 日	1,2-ジクロロエチレン	土壌溶出量基準 地下水基準	シス-1,2-ジクロロ エチレンとして 0.04 mg/L 以下	1,2-ジクロロエチレ ンとして 0.04 mg/L 以下
令和 3 年 4 月 1 日	カドミウム	土壌溶出量基準 地下水基準	0.01 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
		土壌含有量基準	150 mg/kg 以下	45 mg/kg 以下
	トリクロロエチレン	土壌溶出量基準 地下水基準	0.03 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

表-3 特定有害物質及び基準の見直しに伴う法の運用に関する施行通知

特定有害物質	法の運用に関する施行通知
1,1-ジクロロエチレン	「1,1-ジクロロエチレンに係る土壌汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準等の改正に伴う土壌汚染対策法の運用について」 (平成 26 年 8 月 1 日付け環水大土発第 1408011 号)
クロロエチレン	「土壌の汚染に係る環境基準の追加及び地下水の水質の汚濁に係る環境基準における項目名の変更及び土壌汚染対策法の特定有害物質の追加等に伴う土壌汚染対策法の運用について」(平成 28 年 4 月 15 日付け環水大土第 1604151 号)
1,2-ジクロロエチレン	「土壌の汚染に係る環境基準の見直し及び土壌汚染対策法の特定有害物質の見直し等に伴う土壌汚染対策法の運用について」 (平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土第 1903016 号)
カドミウム及び トリクロロエチレン	「土壌の汚染に係る環境基準の見直し及び土壌汚染対策法の特定有害物質の基準の見直しに伴う土壌汚染対策法の運用等について」(令和 2 年 9 月 29 日付け環水大土第 2009292 号)

### 1.2.1 過去に土壌汚染状況調査が行われた時点での土壌汚染のおそれ及び土壌の汚染状態の評価

これらの特定有害物質又は親物質を対象とし、見直し前の特定有害物質や基準を用いて土壌汚染状況調査が行われ土壌の汚染状態が評価された土地において新たに土壌汚染状況調査を行う際には、上記の各通知に示されている法の運用に従い、当該過去の土壌汚染状況調査の結果を評価し直した上で、当該過去の土壌汚染状況調査が行われた時点における土壌の汚染状態を判断する必要がある。

表-4 に、特定有害物質の種類又は基準の見直しが行われた 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、カドミウム及びトリクロロエチレンについて、見直し前に行われた土壌汚染状況調査の結果に基づく当該過去の土壌汚染状況調査が行われた時点における土壌の汚染状態の判断方法を示す。

表-4 特定有害物質の種類又は基準の見直し前に行われた土壤汚染状況調査の結果に基づき当該土壤汚染状況調査が行われた時点の土壤の汚染状態を評価する場合の考え方

特定有害物質 (見直し後)	過去の土壤汚染状況調査において見直し前の特定有害物質及び基準に対して土壤汚染がないと評価された土地	過去の土壤汚染状況調査において見直し前の特定有害物質及び基準に対して土壤汚染があると評価された土地
1,1-ジクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壤汚染がない土地と判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直し後の基準に適合している土地は土壤汚染がない土地と判断する。</li> <li>・見直し後の基準に不適合な土地は土壤汚染がある土地と判断する。</li> </ul>
1,2-ジクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,2-ジクロロエチレンによる土壤汚染がない土地と判断する（トランス-1,2-ジクロロエチレンによる土壤汚染のおそれが確認された場合を除く。）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シス-1,2-ジクロロエチレンによる土壤汚染がある土地として要措置区域等の指定が維持されている。</li> </ul>
カドミウム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直し後の基準に適合している土地は土壤汚染がない土地と判断する。</li> <li>・見直し後の基準に不適合である土地は土壤汚染のある土地と判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壤汚染がある土地と判断する。</li> </ul>
トリクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直し後の基準に適合している土地は土壤汚染がない土地と判断する。</li> <li>・見直し後の基準に不適合である土地は土壤汚染のある土地と判断する。なお、分解による汚染状態の変化の可能性を考慮する場合は、過去の地歴調査で把握した情報により分類した汚染のおそれの情報に従い、トリクロロエチレン及びその分解生成物を対象に、必要な試料採取等（原則として土壤ガス調査）を行い汚染の状況の評価することもできる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壤汚染がある土地と判断する。</li> </ul>

(1) 1,1-ジクロロエチレンの基準の見直し（緩和）前の土壤汚染状況調査結果の利用

1,1-ジクロロエチレンについて、過去の土壤汚染状況調査で見直し前の基準に不適とみなされ、要措置区域等に指定された土地については、平成26年8月1日に1,1-ジクロロエチレンの基準の見直しが施行された段階で、見直し後の基準に適合している土地の指定の撤回又は区域指定の事由となる特定有害物質からの1,1-ジクロロエチレンの除外が行われている。

(2) クロロエチレンが特定有害物質に追加される前の土壤汚染状況調査結果の利用

クロロエチレンは、平成29年4月1日に特定有害物質に追加されるまでは地歴調査の対象となっていないため、それより前に行われた土壤汚染状況調査ではその時点における土壤汚染のおそれが把握されていない。したがって、新たな土壤汚染状況調査では、過去の土壤汚染状況調査が行われた時点より前の期間も含めて、地歴調査により土壤汚染のおそれを把握する必要がある。

なお、クロロエチレンは、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン及び1,1-ジクロロエチレンの分解生成物としても生じるため、地歴調査では、これらの物質による土壤汚染のおそれも把握し、分解生成物として生じているものも含めて、クロロエチレンによる汚染のおそれを判断する必要がある。

### (3) 1,2-ジクロロエチレンの特定有害物質の見直し前の土壤汚染状況調査結果の利用

1,2-ジクロロエチレンについて、平成31年4月1日に1,2-ジクロロエチレンの特定有害物質の見直しが施行されるよりも前に行われたシス-1,2-ジクロロエチレンの土壤汚染状況調査の結果がある土地で新たに土壤汚染状況調査を行う際は、地歴調査において土壤のトランス-1,2-ジクロロエチレンによる汚染状態が1,2-ジクロロエチレンの土壤溶出量基準に適合しないことが明らか又は適合しないおそれがある場合を除き、当該過去の土壤汚染状況調査の結果をもとにその調査が行われた時点における1,2-ジクロロエチレンによる土壤の汚染状態を判断する。

なお、もし、新たに行う土壤汚染状況調査の地歴調査において、土壤のトランス-1,2-ジクロロエチレンによる汚染状態が1,2-ジクロロエチレンの土壤溶出量基準に適合しないことが明らか又は適合しないおそれがあることが確認された場合は、1,2-ジクロロエチレンによる土壤汚染のおそれがあると判断する。

### (4) カドミウム及びトリクロロエチレンについて基準見直し（強化）前の土壤汚染状況調査結果の利用

カドミウム及びトリクロロエチレン（以下「カドミウム等」という。）について、令和3年4月1日の基準の見直し前に土壤汚染状況調査が行われ、見直し前の基準に適合することが確認された土地において新たな調査契機が生じた場合は、地歴調査を行い、過去の土壤汚染状況調査が行われた時点の土壤の汚染状態について確認を行うこととする。地歴調査の結果、見直し前の基準に適合しており、見直し後の基準に適合しない土壤の存在を確認した場合、当該土壤が存在する場所について、当該過去の土壤汚染状況調査が行われた時点で土壤が汚染されていたと判断する。

ただし、トリクロロエチレンについては、見直し前の基準に適合しており、見直し後の基準に適合しない場合、分解により汚染状態が変化する可能性があることから、令和3年4月1日施行の基準の強化に伴う運用においては、新たな調査契機において必要な試料採取等を行い、汚染の状況を評価できることとしている。この場合の試料採取等では、過去の地歴調査で把握した情報により分類した汚染のおそれの情報に従い、原則として土壤ガス調査（当該試料採取地点における土壤ガス調査が困難であると認められる場合は地下水の採取）を行う。この土壤ガス調査で土壤ガスが検出された場合（土壤ガスが採取できないことから地下水を採取した場合に地下水基準に適合しなかった場合を含む。）は、検出範囲ごとに、代表地点において、地表から深さ10mまでの土壤をボーリングにより採取して土壤溶出量を測定することとする。

なお、トリクロロエチレンについて分解による汚染状態の変化の可能性を考慮する場合は、新たな調査契機における試料採取等を平成29年改正法全面施行後の方法で行う必要があるため、土壤ガス調査（又は代わりに行う地下水調査）の対象物質はトリクロロエチレン及びその分解生成物、

ボーリングによる土壌溶出量調査の対象物質は土壌ガスが検出された物質に関わらずトリクロロエチレン及びその分解生成物となる。

また、土壌の汚染状態が見直し後の基準に適合しているか不明である場合（例えば、当該基準の見直しの施行日前の土壌汚染状況調査において、一部対象区画について試料採取等を行った結果が見直し後の基準に不適合であるが、見直し前の基準に適合していたことから単位区画ごとの試料採取等が行われていない場合等）は、新たな調査契機において、必要な試料採取等を行い、汚染の有無を評価することとしている。

土壌の汚染状態を評価するためのカドミウム及びその化合物の測定について、当該基準の見直し後、見直し後の基準で評価する場合、日本産業規格（JIS）K0102の55.1による測定は認められていないが、施行日前にJIS K0102の55.1で測定を行った調査結果により見直し後の基準に適合しているか否かを確認できる場合は、当該基準の見直しの施行日後に当該土地で新たな土壌汚染状況調査その他の調査を行う場合の地歴調査において当該調査結果を利用することができる。

## 1.2.2 過去に土壌汚染状況調査が行われた後の土壌の汚染状態の変化の評価

特定有害物質の種類又は基準の見直し前に土壌汚染状況調査が行われ、見直し前の特定有害物質及び基準に対して土壌汚染があるとみなされた土地は、要措置区域等に指定されている。その後、要措置区域においては汚染の除去等の措置が講じられており、形質変更時要届出区域においても土地の所有者等の判断で汚染の除去等の措置が講じられている場合がある。特に、汚染の除去等の措置として土壌汚染の除去が行われた土地では、要措置区域等の指定が全て解除されている土地もある。

したがって、新たに行う土壌汚染状況調査の地歴調査において、特定有害物質の種類又は基準の見直し前に行われた土壌汚染状況調査の結果から当該過去の土壌汚染状況調査が行われた時点において見直し後の特定有害物質及び基準に対して土壌汚染があると判断される場合は、当該過去の土壌汚染状況調査が行われてから新たに土壌汚染状況調査を行うまでの間に行われた汚染の除去等の措置及び土地の形質の変更に係る情報も入手・把握し、それらが行われていることが把握された場合には、それらにより土壌の汚染状態が変化している可能性も踏まえて、新たに土壌汚染状況調査を行う時点における土壌の汚染状態を判断する必要がある。

以下では、過去に行われた土壌汚染状況調査で見直し前の特定有害物質及び基準に不適合であると評価され、要措置区域等に指定された土地について、当該過去の土壌汚染状況調査が行われていた時点における土壌の汚染状態の評価が変わることに伴う汚染の除去等の措置が完了した後の土地の汚染状態の判断方法を示す。

### （1）1,1-ジクロロエチレンに係る土壌の汚染状態の変化の評価

1,1-ジクロロエチレンについて、平成26年7月31日以前に要措置区域等に指定された土地については、翌8月1日の1,1-ジクロロエチレンの基準の見直しの施行に伴い、見直し後の基準にて土壌の汚染状態が評価し直されている。

また、見直し後の基準に不適合な土地は必ず見直し前の基準に不適合な土地でもあることから、



見直し前の基準に対して土壤汚染の除去が行われた土地は、見直し後の基準に対しても土壤汚染のない土地と判断できる。

ただし、要措置区域等に指定され、既に汚染の除去等の措置として遮水工封じ込め又は原位置封じ込めが実施されている土地は、封じ込められた土壤の全てが見直し後の土壤溶出量基準に適合となる場合を除き、中に封じ込められた見直し後の土壤溶出量基準に適合となる土壤と不適合となる土壤を区別することができないため、区域指定が維持されている。

## (2) クロロエチレンに係る土壤の汚染状態の変化の評価

クロロエチレンの親物質で区域指定され措置が講じられた結果、平成 29 年 3 月 31 日までに区域指定が解除された土地について、新たに土壤汚染状況調査の契機が生じた場合は、表-5 を参考に、クロロエチレンに係る汚染のおそれを判断されたい。

表-5 親物質で区域指定され解除された土地におけるクロロエチレンに係る土壤汚染のおそれの有無

措置の種類	土壤汚染のおそれの有無
土壤汚染の除去 (掘削除去)	クロロエチレンを含め汚染土壤が除去されていると考えられることから、土壤汚染のおそれなし。
土壤汚染の除去 (原位置浄化)	クロロエチレンも含めた浄化がなされていることが確認されている場合は土壤汚染のおそれなし。確認されていない場合は土壤汚染のおそれあり。

## (3) 1,2-ジクロロエチレンに係る土壤の汚染状態の変化の評価

平成 31 年 3 月 31 日以前にシス-1,2-ジクロロエチレン又はその親物質を区域指定対象物質として要措置区域等に指定され、土壤汚染の除去を行ったことにより区域指定が全て解除された土地において、新たに土壤汚染状況調査の契機が生じた場合は、表-6 に示すように扱えばよい。

表-6 シス-1,2-ジクロロエチレンで区域指定され解除された土地における 1,2-ジクロロエチレンに係る土壤汚染のおそれの有無

措置の種類	土壤汚染のおそれの有無
土壤汚染の除去 (掘削除去)	1,2-ジクロロエチレンによる土壤汚染のおそれはないものと判断して差し支えない。
土壤汚染の除去 (原位置浄化)	シス体について工事完了後の地下水モニタリングにおいて地下水基準に適合していることが確認されたときは、工事前にトランス体による汚染があったとしても、工事によりシス体とともにトランス体も除去されていると考えられることから、1,2-ジクロロエチレンによる土壤汚染のおそれはないものと判断して差し支えない。

#### (4) カドミウム及びトリクロロエチレンに係る土壌の汚染状態の変化の評価

カドミウム等について、令和3年3月31日以前に見直し前の基準で要措置区域等に指定された土地において見直し前の基準で汚染の除去等の措置を行い、区域指定が解除された土地において、新たな調査契機が生じた場合は、地歴調査を行い、過去に行った措置の時点の汚染状態やその後の土地の利用履歴等について確認を行うこととする。

地歴調査の結果、見直し前の基準に適合しており、見直し後の基準に適合しない土壌の存在を確認した場合、当該土壌が存在する場所について掘削等により汚染状態が明らかに変化している場合は、試料採取等を行い汚染の有無を評価することとする。

なお、トリクロロエチレンについては、上記に関わらず、見直し前の基準に適合しており、見直し後の基準に適合しない場合、分解により汚染状態が変化する可能性があることから、令和3年4月1日施行の基準の強化に伴う運用においては、新たな調査契機において必要な試料採取等を行い、汚染の状況の評価できることとしている。この場合の試料採取等は、1.2.1(4)に示したとおりである。

#### 1.3 土壌汚染状況調査が行われた時期の違いによる主な留意点と対応の例

土壌汚染状況調査は、全26種の特定有害物質について、土壌汚染状況調査の対象地が事業に利用されてから現在までの期間の土壌汚染のおそれを把握し、試料採取等を行う。土壌汚染状況調査の対象地において、土壌汚染状況調査が過去に行われており、その結果を土壌汚染のおその把握に利用するときは、過去に行われた土壌汚染状況調査において対象とされた特定有害物質の種類や土壌汚染のおそれを把握すべき期間（地歴調査の対象とした期間）が現在の調査方法と異なる場合があることから（表-1参照）、調査実施者は過去に行われた土壌汚染状況調査の内容を確認し、現在の調査方法と比較して不足している部分については、新たな土壌汚染状況調査において補うなど対応が必要である。

以下に、過去に行われた土壌汚染状況調査結果の利用について、法の改正に伴う土壌汚染状況調査方法の改訂の観点からの主な留意点を示す（特定有害物質及び基準の見直しの観点からの留意点については1.2参照）。

##### 1.3.1 制定法施行後かつ平成21年改正法施行前に行われた土壌汚染状況調査の結果の利用

制定法施行後かつ平成21年改正法施行前に土壌汚染状況調査が行われ、基準不適合が認められなかった土地、又は区域指定を受けた後に土壌汚染の除去を行い区域指定が解除された土地において、新たな調査契機が生じ過去の土壌汚染状況調査の結果を利用する場合に、留意が必要な事項の例と対応例を示す。またこれらは、制定法施行後かつ平成21年改正法施行前に土壌汚染状況調査が行われ区域指定を受けている土地が、新たに法第3条の調査義務に係る土地の範囲に含まれる場合の留意点の例と対応例でもある。

制定法第3条に基づく土壌汚染状況調査は、廃止された有害物質使用特定施設において使用等されていた特定有害物質のみを対象とし、当該有害物質使用特定施設が設置されてから廃止されるま

での期間に限定して土壌汚染のおそれを把握し、試料採取等を行っている。また、自然由来や水面埋立て土砂由来の汚染は、法による調査の対象としていなかった。したがって過去に実施された土壌汚染状況調査の対象とした期間について、土壌汚染のおそれの一部を把握したにすぎない。

調査実施者は表-7 の例を参考に、過去に実施された土壌汚染状況調査の結果を確認し必要な対応を行う。

なお、新たに実施する土壌汚染状況調査において、過去に実施した土壌汚染状況調査の対象とした期間及び試料採取等の対象とした特定有害物質について、過去には入手・把握できなかった情報を入手し、土壌汚染のおそれに係る情報を把握した場合には、新たに実施する土壌汚染状況調査においてその情報を利用し、試料採取等を行う。

表-7 制定法施行後かつ平成 21 年改正法施行前に行われた土壤汚染状況調査の結果を利用する際の留意点の例と対応例

No.	調査方法の相違点など	対応
1	制定法第 4 条の土壤汚染状況調査では、地歴調査の対象となる特定有害物質の種類が調査命令に係る書面に記載された特定有害物質の種類に限定されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての特定有害物質（過去の土壤汚染状況調査で対象とした特定有害物質を除く。）について、地歴調査から調査を実施する。</li> </ul>
2	地歴調査の期間が、使用が廃止された有害物質使用特定施設が設置されてから廃止されるまでの期間に限定されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>試料採取等の対象とした特定有害物質について、有害物質使用特定施設が設置される以前から設置されるまでの期間について地歴調査を追加する必要がある。</li> <li>試料採取等の対象としなかった特定有害物質について、過去から現在までの地歴調査を実施する。</li> </ul>
3	地歴調査の対象となる特定有害物質の種類は、使用が廃止された有害物質使用特定施設において使用等されていた特定有害物質及び分解生成物に限定されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>試料採取等の対象としなかった特定有害物質について、過去から現在までの地歴調査を実施する。</li> </ul>
4	クロロエチレンが調査対象となっていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>クロロエチレンについて新たに地歴調査から調査を実施する。</li> <li>クロロエチレンの親物質が過去の土壤汚染状況調査の対象となっている場合は、当該親物質の分解生成物としてのクロロエチレンの調査を実施する。</li> <li>クロロエチレンの親物質について区域の指定を受け、掘削除去が行われて区域の指定が解除された土地は、当該親物質の分解生成物としてのクロロエチレンの汚染のおそれはないと判断できる。</li> <li>クロロエチレンの親物質について区域の指定を受け、原位置浄化が行われて区域の指定が解除された土地は、クロロエチレンを含めた浄化がなされていることが確認されている場合は汚染のおそれなし、確認されていない場合は汚染のおそれありと判断する。</li> </ul>
5	四塩化炭素の分解生成物としてのジクロロメタンが調査対象となっていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の土壤汚染状況調査において四塩化炭素が試料採取等対象物質となっていた場合は、当該親物質の分解生成物としてのジクロロメタンの調査を実施する。</li> </ul>
6	試料採取等の方法が現在と異なる（第一種特定有害物質を対象としたボーリング調査の試料採取等対象物質と試料採取深さ、第二種特定有害物質の試料採取深さ）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に土壤汚染状況調査が終了しており、当該土壤汚染状況調査で試料採取等の対象とした土壤汚染のおそれについては、試料採取等のやり直しや追加は不要である。</li> </ul>
7	基準の見直しが行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.2 を参考に対応する。</li> </ul>
8	調査の対象とする土壤汚染が人為等由来に限定されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去から現在まで、自然由来の汚染のおそれ、及び水面埋立て土砂由来の汚染のおそれを把握する必要がある（地歴調査を行い、汚染のおそれがある場合は試料採取等を行う。）。</li> </ul>

### 1.3.2 平成 21 年改正法施行後かつ平成 29 年改正法全面施行前に行われた土壤汚染状況調査の結果の利用

土壤汚染状況調査の対象地において平成 21 年改正法施行後かつ平成 29 年改正法全面施行前に行われた土壤汚染状況調査の結果があり、新たな契機の土壤汚染状況調査において、当該結果を土壤汚染のおそれの把握の一部として利用するときの留意点の例と対応例を示す。

平成 21 年改正法施行後かつ平成 29 年改正法全面施行前に行われた土壤汚染状況調査は現在の土壤汚染状況調査と同じく、事業場としての土地利用が開始されてから調査の義務が生じた時点までを調査の対象とする期間としている。ただし、旧法第 4 条第 2 項の土壤汚染状況調査及び旧法第 5 条第 1 項の土壤汚染状況調査においては、命令書に記載された特定有害物質に限定して地歴調査と試料採取等を行っている場合がある。

調査実施者は表-8 の例を参考に、過去に実施された土壤汚染状況調査の結果を確認し必要な対応を行う。

なお、新たに実施する土壤汚染状況調査において、過去に実施した土壤汚染状況調査の対象とした期間及び試料採取等の対象とした特定有害物質について、過去には入手・把握できなかった情報を入手し、土壤汚染のおそれに係る情報を把握した場合には、新たに実施する土壤汚染状況調査においてその情報を利用し、試料採取等を行う。

表-8 平成 21 年改正法施行後かつ平成 29 年改正法全面施行前に行われた土壤汚染状況調査の結果を利用する際の留意点の例と対応例

No.	調査方法の相違点など	対応
1	旧法第 4 条第 2 項の土壤汚染状況調査及び旧法第 5 条第 1 項の土壤汚染状況調査では、地歴調査の対象となる特定有害物質の種類が調査命令に係る書面に記載された特定有害物質の種類に限定されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全ての特定有害物質（過去の土壤汚染状況調査で対象とした特定有害物質を除く。）について、地歴調査から調査を実施する。</li> </ul>
2	クロロエチレンが調査対象となっていない場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• クロロエチレンについて新たに地歴調査から調査を実施する。</li> <li>• クロロエチレンの親物質が過去の土壤汚染状況調査の対象となっている場合は、当該親物質の分解生成物としてのクロロエチレンの調査を実施する。</li> <li>• クロロエチレンの親物質について区域の指定を受け、掘削除去が行われて区域の指定が解除された土地は、当該親物質の分解生成物としてのクロロエチレンの汚染のおそれはないと判断できる。</li> <li>• クロロエチレンの親物質について区域の指定を受け、原位置浄化が行われて区域の指定が解除された土地は、クロロエチレンを含めた浄化がなされていることが確認されている場合は汚染のおそれなし、確認されていない場合は汚染のおそれありと判断する。</li> </ul>
3	四塩化炭素の分解生成物としてのジクロロメタンが調査対象となっていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 過去に実施した土壤汚染状況調査において四塩化炭素が試料採取等対象物質となっていた場合は、当該親物質の分解生成物としてのジクロロメタンの調査を実施する。</li> </ul>
4	試料採取等の方法が現在と異なる（第一種特定有害物質を対象としたボーリング調査の試料採取等対象物質と試料採取深さ）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既に法に基づいた土壤汚染状況調査が終了しており、当該土壤汚染状況調査で試料採取等の対象とした土壤汚染のおそれについては、試料採取等のやり直しや追加は不要である。</li> </ul>
5	基準の見直しが行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1.2 を参考に対応する。</li> </ul>

### 1.3.3 土壤汚染状況調査の結果とみなされた制定法施行前に行われた土壤汚染調査の結果の利用

制定法施行前に「土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針及び同運用基準」に基づき、自主的に、あるいは地方公共団体の指導の下に行われた土壤汚染調査があり、すでに、当該土壤汚染調査が土壤汚染状況調査と同等程度の精度を保って土壤汚染の調査が行われたと認められ、当時の土壤汚染状況調査の結果とみなされている場合は、当該土壤汚染調査の結果は土壤汚染状況調査の結果として扱う。当該土壤汚染調査の結果を利用する場合は、当該土壤汚染調査の結果が土壤汚染状況調査とみなされた時期（平成 21 年改正法施行前か、又は平成 21 年改正法施行後かつ平成 29 年改正法全面施行前か）に従って 1.3.1 又は 1.3.2 と同様の対応を行う。

## 2. 過去に行われた土壤汚染調査結果を利用する際の留意点

地歴調査において土壤汚染状況調査の対象地の全部又は一部において過去に土壤汚染調査が行われたことが把握された場合、当該過去の土壤汚染調査の結果を地歴調査において利用する必要があり、試料採取等及び調査結果の評価において利用することができる場合がある。

土壤汚染調査は当時の土壤汚染状況調査の方法に準じて行われている場合が多く、土壤汚染状況調査における調査方法や調査結果の評価方法は平成15年2月15日の制定法施行後、法改正の際に土壤汚染状況調査の方法や調査結果の評価方法が変更されており、特定有害物質や基準の見直しもこれまでに行われている（図-1及び表-1参照）。また、土壤汚染調査には、制定法施行前に行われたものもある。そのため、過去の土壤汚染調査が実施された時期により、地歴調査の対象とされた特定有害物質や汚染原因、試料採取等対象物質、試料採取等の方法、調査結果の評価方法に違いがあり、新たに行う土壤汚染状況調査で過去の土壤汚染調査の結果をどのように利用できるかが異なる。

過去の土壤汚染調査の結果は、当該調査が行われた時点における土壤汚染のおそれや土壤の汚染状態を判断するために使用できる場合があるが、当該過去の土壤汚染調査が行われた土地では、土壤汚染調査が行われた後に土壤汚染の除去や土壤の移動が行われていることがある。そのため、過去の土壤汚染調査が行われた土地で新たに土壤汚染状況調査を行う際には、地歴調査において、過去に土壤汚染調査が行われた後に行われた土壤汚染の除去や土壤の移動についても情報を入手・把握し、当該過去の土壤汚染調査が行われた時点で生じていた土壤汚染及びそのおそれについて、新たに土壤汚染状況調査を行う時点での状況を判断することになる。そして、それらに加え、過去の土壤汚染調査が行われた時点において既に生じていたが当該過去の土壤汚染調査では把握されていなかった土壤汚染のおそれ及び当該過去の土壤汚染調査の後に新たに生じた土壤汚染のおそれを把握し、新たに土壤汚染状況調査を行う時点での土壤汚染及びそのおそれの状況を判断して、試料採取等対象物質の選定及び汚染のおそれの由来に応じた区分を行うことになる。

### 2.1 過去に土壤汚染調査が行われた土地で土壤汚染状況調査を行う場合の過去の調査結果の利用における留意点

#### 2.1.1 過去に土壤汚染調査が行われた時点での土壤汚染のおそれ及び土壤の汚染状態の評価

「土壤汚染状況調査の結果」については、法の義務付けによらず任意に行われた調査の結果を利用して報告することもできる。ただし、その場合は、指定調査機関により、公正に、かつ、法に基づく調査方法に則り行われている必要があること、また、当該調査の実施後に使用等されていた特定有害物質に係る調査結果については認められないこと等に留意されたい（通知の記の第3の1(3)②）。

ここにいう「公正に」とは、法第36条第2項の「公正に」と同義であり、法第31条第2号及び第3号の基準に適合する状態にある指定調査機関が行うことにより、「公正に」の要件を満たすものと推定してよい。例えば、土壤汚染状況調査の業務の発注者と指定調査機関との間に会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社と同条第4号の親会社の関係が成立している場合には、原則として、「公正に」土壤汚染状況調査が行われていないものと解して差し支えない（第二段階改



正指定調査機関等省令による改正後の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号第2条第3項及び第4項参照）（通知の記の第3の1(3)②）。

このように、過去に行われた土壤汚染調査の結果は、新たに行う土壤汚染状況調査において調査結果の全部又は一部として利用することができる。また、制定法施行前に行われた土壤汚染調査の結果は、(1)1)で後述するとおり、一定の要件を満たす場合に土壤汚染状況調査の結果としてみなすことができる。したがって、土壤汚染状況調査の結果とみなされた場合は、地歴調査において、当該土壤汚染調査が行われた時点で土壤汚染のおそれがなかったと判断する根拠として使用できる場合がある。一方、制定法施行後に行われた土壤汚染調査の結果は、平成29年改正法全面施行後の法の土壤汚染状況調査の方法に準じて行われている場合に、当該過去の土壤汚染調査が行われた時点における土壤汚染のおそれの判断に使用することができる。

## （1）制定法施行前に行われた土壤汚染調査の結果

### 1）制定法施行前の土壤汚染調査の結果を土壤汚染状況調査の結果とみなす要件

土壤汚染の調査・対策については、制定法の施行前（平成15年2月14日以前）においては「土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針」（平成11年1月環境庁水質保全局長通知。以下「調査・対策指針」という。）に基づき、自主的に、あるいは地方公共団体の指導のもとに行われてきた（通知の記の第3の1(11)）。

このため、制定法の施行前に、法に基づく土壤汚染状況調査と同等程度の精度を保って土壤汚染の調査が行われたと認められる場合であって、当該調査の後に新たな汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該調査の結果を法に基づく調査の結果とみなすことができるとしている（規則第15条、通知の記の第3の1(11)）。

ここで、「法に基づく土壤汚染状況調査」の「法」とは、制定法ではなく、土壤汚染調査の結果を土壤汚染状況調査の結果とみなそうとする時点、すなわち、新たに土壤汚染状況調査を行う時点の法を指している。

「同等程度の精度を保って」とは、試料採取等の密度が同等程度であり、かつ、試料採取等が適切に行われていることである。試料採取等の密度については、例えば、調査・対策指針に基づき1000 m<sup>2</sup>に1地点（5地点均等混合法）の試料の採取を行った調査の結果は、一部対象区画における900 m<sup>2</sup>単位の試料採取等の結果と同等程度の精度があると認められるが（通知の記の第3の1(11)）、全部対象区画における100 m<sup>2</sup>単位の試料採取等と同等程度の精度があるとは認められない。

なお、同等程度の精度を保っていることを確認するために、i）土壤汚染対策法の施行前の調査が指定調査機関である者によって行われていること、又はii）土壤汚染対策法の施行前の調査の内容及び結果が適正なものであることを指定調査機関が確認（原則として書類上の確認でよいが、必要に応じ現地調査による確認）をしていることを要することとしている（通知の記の第3の1(11)）。

土壤汚染状況調査の結果とみなされるのは、制定法施行前に行われた当該過去の土壤汚染調

査で地歴調査の対象とされた特定有害物質及び汚染原因により当該過去の地歴調査の対象とされた期間に生じた人為由来の土壤汚染のおそれに対する一部対象区画及び対象外区画に相当する土地の土壤の汚染状態に限られており、当該過去の土壤汚染調査の方法が次の条件を満たしている必要がある。

- ・ 旧法による土壤汚染状況調査の結果とみなすためには、土壤ガスの検出範囲でのボーリングによる土壤溶出量調査において地表から深さ 10m以内に帯水層の底面がある場合に帯水層の底面の土壤で試料採取が行われていることが必要である。
- ・ 平成 29 年改正法全面施行後の法による土壤汚染状況調査の結果とみなすためには、四塩化炭素からジクロロメタンへの分解生成が考慮されていること、土壤ガスの検出範囲における代表地点で土壤ガスの検出物質及び親物質である特定有害物質並びにそれらの分解生成物を対象にボーリングによる土壤溶出量調査が行われていること、当該ボーリングによる土壤溶出量調査において地表から深さ 10m以内に帯水層の底面がある場合に帯水層の底面の土壤で試料採取が行われていることが必要である。

## 2) 過去の土壤汚染状況調査において土壤汚染状況調査の結果とみなされた制定法施行前の土壤汚染調査結果の利用

制定法施行前の土壤汚染調査の結果が過去の土壤汚染状況調査において既に土壤汚染状況調査の結果とみなされ、利用されている場合、当該過去の土壤汚染状況調査の結果に当該土壤汚染調査の結果も包含されていることから、当該過去の土壤汚染状況調査の結果を利用することにより当該土壤汚染調査の結果も利用することになる。

過去の土壤汚染状況調査結果の利用については、1.1 に示したとおりである。

## 3) 新たに行う土壤汚染状況調査において制定法施行前の土壤汚染調査結果を法に基づく調査の結果とみなした上での利用

制定法施行前に行われた土壤汚染調査の結果が平成 29 年改正法全面施行後の法の土壤汚染状況調査の方法による調査の結果と同等程度の精度を保って土壤汚染の調査が行われたと認められる場合であって、当該土壤汚染調査の後に新たな汚染のおそれがないと認められるときは、新たに行う土壤汚染状況調査において、当該土壤汚染調査の結果を平成 29 年改正法全面施行後の法に基づく調査の結果とみなすことができる。

平成 29 年改正法全面施行後の法に基づく土壤汚染状況調査の結果とみなすことができるのは、当該過去の土壤汚染調査で地歴調査の対象とされた特定有害物質及び汚染原因により当該過去の地歴調査の対象とされた期間に生じた人為由来の土壤汚染のおそれに限られており、一部対象区画及び対象外区画の土壤の汚染状態についてのみである。また、1) で挙げた平成 29 年改正法全面施行後の法による土壤汚染状況調査の結果とみなすための条件を満たしている必要がある。

#### 4) 法に基づく調査の結果とみなさない法施行前の土壤汚染調査結果の利用

制定法施行前に土壤汚染調査が行われた土地で土壤汚染状況調査を行う場合、当該過去の土壤汚染調査結果のうち 2) 又は 3) に該当しないもの、及び該当するが法に基づく調査の結果とみなさずに利用するものをもとに当該土壤汚染調査が行われた時点における土壤の汚染状態を判断することはできない。しかしながら、当該過去の土壤汚染調査が指定調査機関により、公正に、かつ、法に基づく調査方法に則り行われていると認められるときは、当該過去の土壤汚染調査における試料採取等の結果を新たに行う土壤汚染状況調査における試料採取等の結果の一部として利用し、結果を報告することができる。

### (2) 制定法施行後に行われた土壤汚染調査の結果の利用

制定法施行後に土壤汚染調査が行われた土地で新たに土壤汚染状況調査を行う場合、当該土壤汚染状況調査の地歴調査において当該土壤汚染調査の結果をもとに当該土壤汚染調査が行われた時点の土壤の汚染状態を判断することはできない。しかしながら、当該過去の土壤汚染調査が指定調査機関により、公正に、かつ、法に基づく調査方法に則り行われていると認められるときは、当該過去の土壤汚染調査における試料採取等の結果を新たに行う土壤汚染状況調査における試料採取等の結果の一部として利用し、結果を報告することができる。

このとき、過去の土壤汚染調査で行われた試料採取等の内容が新たに行う土壤汚染状況調査における試料採取等の内容を満たしていたとしても、試料採取等の結果に基づく土壤の汚染状態の評価方法が平成 29 年改正法全面施行後の法における評価方法とは異なる場合もあることから、平成 29 年改正法全面施行後の法における評価方法で評価し直すことが必要である。

なお、土壤汚染調査では地歴調査において土壤汚染のおそれの区分による分類を行わずに全ての単区画において区画の中心に試料採取地点を設定して試料採取等が行われている場合があるが、土壤汚染状況調査では全部対象区画において土壤汚染のおそれが比較的多いと認められる部分で試料採取等を行うこととなっており、その条件を満たしていない場合には、当該試料採取等の結果を土壤汚染状況調査における試料採取等の結果の一部として利用することはできない。

#### 2.1.2 過去に土壤汚染調査が行われた後の土壤の汚染状態の変化の評価

過去に土壤汚染調査が行われ、土壤汚染が確認された土地では、自主的に土壤汚染対策が行われている場合がある。また、土壤汚染が確認された土地に限らず、過去に土壤汚染調査が行われた後、土地の形質の変更が行われ、過去に土壤汚染調査が行われた時点から土壤の汚染状態が変化している場合がある。

したがって、新たに行う土壤汚染状況調査の地歴調査において、過去の土壤汚染調査の結果から当該過去の土壤汚染調査が行われた時点において土壤汚染が生じていた又は生じていた可能性がある判断される場合は、当該過去の土壤汚染調査が行われてから新たに土壤汚染状況調査を行うまでの間に行われた土壤汚染対策及び土地の形質の変更に係る情報も入手・把握し、それらが行わ

れていることが把握された場合にはそれらにより土壌の汚染状態が変化している可能性も踏まえて、新たに土壌汚染状況調査を行う時点における土壌汚染のおそれ及び土壌の汚染状態を判断する必要がある。

## 2.2 特定有害物質の種類及び基準の見直しに伴う留意点

平成26年8月1日施行の1,1-ジクロロエチレンの基準の見直し、平成29年4月1日施行のクロロエチレンの特定有害物質への追加、平成31年4月1日施行の1,2-ジクロロエチレンの特定有害物質の見直し及び令和3年4月1日施行のカドミウム及びトリクロロエチレンの基準の見直しのそれぞれに対して、施行日より前に見直し前の特定有害物質及び基準に対する土壌汚染調査が行われた土地で新たに土壌汚染状況調査を行う場合の過去の調査結果の利用は、次のとおりとなる。

### 2.2.1 過去に土壌汚染調査が行われた時点での土壌汚染のおそれ及び土壌の汚染状態の評価

#### (1) 法に基づく調査の結果とみなされた制定法施行前の土壌汚染調査結果の利用

制定法施行前に行われた土壌汚染調査結果について、2.1.1(1)1)に示したとおり、法に基づく調査の結果とみなされる場合がある。制定法施行前の土壌汚染調査は、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、カドミウム、トリクロロエチレンの見直し前の特定有害物質及び基準に対して調査が行われており、クロロエチレンについては調査が行われていない。

##### 1) 過去の土壌汚染状況調査において既に土壌汚染状況調査の結果とみなされた制定法施行前の土壌汚染調査結果の利用

過去の土壌汚染状況調査において土壌汚染状況調査の結果とみなされた制定法施行前の土壌汚染調査の結果は、新たに行う土壌汚染状況調査においては、当該過去の土壌汚染状況調査が行われた時点の土壌汚染状況調査の結果として取り扱うことになる(2.1.1(1)1)参照)。そのため、特定有害物質又は基準の見直し前に行われた当該土壌汚染調査の結果に基づく当該過去の土壌汚染調査が行われた時点での土壌汚染のおそれ及び土壌の汚染状態の評価は2.2.1に示したとおり行うこととなる。

##### 2) 新たに行う土壌汚染状況調査において制定法施行前の土壌汚染調査結果を法に基づく調査の結果とみなした上での利用

制定法施行前の土壌汚染調査が新たに土壌汚染状況調査を行う時点の土壌汚染状況調査の方法による調査と同等程度の精度を保って行われたと認められる場合であって、当該土壌汚染調査の後に新たな汚染のおそれがないと認められるときは、新たに行う土壌汚染状況調査の地歴調査において、当該土壌汚染調査の結果を土壌汚染状況調査の結果とみなすことができる(2.1.1(1)3)参照)。

その場合、新たに土壤汚染状況調査を行う時点では特定有害物質の種類及び基準の見直しが全て施行されていることから、1,1-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン及びカドミウムについては試料採取等の結果が見直し後の基準により評価し直されている必要がある。また、1,2-ジクロロエチレンについては、新たに行う土壤汚染状況調査の地歴調査でトランス-1,2-ジクロロエチレンによる土壤汚染のおそれがあると判断された場合を除き、シス-1,2-ジクロロエチレンの調査結果をもとに1,2-ジクロロエチレンによる土壤の汚染状態を判断する(1.2.1(3)参照)。なお、クロロエチレンについては、新たに行う土壤汚染状況調査において、過去の土壤汚染調査が行われた時点より前の期間も含め、地歴調査により土壤汚染のおそれを把握する必要がある(1.2.1(2)参照)。

### 3) 土壤汚染状況調査の結果とみなされない制定法施行前の土壤汚染調査結果の利用

制定法施行前に行われた土壤汚染調査の結果が土壤汚染状況調査の結果とみなすための要件に該当しない場合、当該土壤汚染調査をもって当該土壤汚染調査が行われた時点で土壤汚染が生じていなかったと判断することはできない。しかしながら、当該過去の土壤汚染調査が指定調査機関により、公正に、かつ、法に基づく調査方法に則り行われていると認められるときは、当該過去の土壤汚染調査における試料採取等の結果を新たに行う土壤汚染状況調査における試料採取等の結果の一部として利用し、結果を報告することができる(2.1.1(2)参照)。

その場合、新たに土壤汚染状況調査を行う時点では特定有害物質の種類及び基準の見直しが全て施行されていることから、当該過去の土壤汚染調査における試料採取等の結果が2)と同様に評価し直されている必要がある。

## (2) 制定法施行後に行われた土壤汚染調査結果の利用

制定法施行後に行われた土壤汚染調査の結果をもって当該土壤汚染調査が行われた時点で土壤汚染が生じていなかったと判断することはできない。しかしながら、当該過去の土壤汚染調査が指定調査機関により、公正に、かつ、法に基づく調査方法に則り行われていると認められるときは、当該過去の土壤汚染調査における試料採取等の結果を新たに行う土壤汚染状況調査における試料採取等の結果の一部として利用し、結果を報告することができる(2.1.1(2)参照)。

その場合、新たに土壤汚染状況調査を行う時点では特定有害物質の種類及び基準の見直しが全て施行されていることから、当該過去の土壤汚染調査における試料採取等の結果が(1)2)と同様に評価し直されている必要がある。

### 2.2.2 過去に土壤汚染調査が行われた後の土壤の汚染状態の変化の評価

特定有害物質の種類又は基準の見直し前に土壤汚染調査が行われ、見直し前の特定有害物質及び基準に対して土壤汚染があるとみなされた土地では、その後、土壤汚染対策が講じられている場合がある。特に、土壤汚染の除去が行われた土地では、土壤汚染調査で把握された土壤汚染が全てなくなっている土地もある。

したがって、新たに行う土壤汚染状況調査の地歴調査において、特定有害物質の種類又は基準の見直し前に行われた土壤汚染調査の結果から見直し前の特定有害物質及び基準に対して土壤汚染があると判断される場合は、当該過去の土壤汚染調査が行われてから新たに土壤汚染状況調査を行うまでの間に行われた土壤汚染対策及び土地の形質の変更に係る情報も入手・把握し、それらが行われていることが把握された場合には、それらにより土壤の汚染状態が変化している可能性も踏まえて、新たに土壤汚染状況調査を行う時点における土壤の汚染状態を判断する必要がある。

### 3. 特定有害物質の種類及び基準の見直しに対する施行日前認定済土壤及び施行日前浄化等済土壤で埋め戻された土地における当該土壤の汚染のおそれの判断

1.2に示したとおり、制定法の施行以降、これまでに、表-2に示すように、平成26年8月1日施行の1,1-ジクロロエチレンの基準の見直し、平成29年4月1日施行のクロロエチレンの特定有害物質への追加、平成31年4月1日施行の1,2-ジクロロエチレンに係る特定有害物質の見直し、令和3年4月1日施行のカドミウム及びトリクロロエチレンの基準の見直しが行われてきた。

これらの見直しの施行日前に見直し前の特定有害物質及び基準に対して法第16条第1項括弧書の都道府県知事の認定の申請が行われ当該認定を受けた土壤（以下「施行日前認定済土壤」という。）及び浄化確認調査（汚染土壤処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第5条第22号イに基づく調査）により見直し前の特定有害物質及び基準に対して適合することが確認された浄化等済土壤（以下「施行日前浄化等済土壤」という。）については、特定有害物質及び基準の見直しの施行日後に新たな調査契機が発生した場合、見直し後の特定有害物質及び基準に対する適合状況を判断し、汚染状態を判断することとなる。

これらの基準の見直しに伴う法の運用は、表-3に示したとおりである。

特定有害物質の種類又は基準の見直しに対する施行日前認定済土壤又は施行日前浄化等済土壤で埋め戻されている土地において新たに土壤汚染状況調査を行うことになった場合の当該施行日前認定済土壤及び施行日前浄化等済土壤についての土壤汚染のおそれの判断は、認定調査におけるこれらの土壤の取扱いに倣えば、3.1及び3.2に示すとおり行うことが妥当である。

#### 3.1 特定有害物質の種類及び基準の見直しに対する施行日前認定済土壤の汚染のおそれの判断

特定有害物質の種類又は基準の見直しに対する施行日前認定済土壤で埋め戻されている土地において新たに土壤汚染状況調査を行うこととなった場合の当該施行日前認定済土壤の汚染のおそれの判断を表-9に示す。

トリクロロエチレンについて、分解により汚染状態が変化している可能性を考慮する場合に必要な試料採取等の方法は、1.2.1(4)に示した方法と同じであり、土壤ガス調査（又は代わりに行う地下水調査）の対象物質はトリクロロエチレン及びその分解生成物、ボーリングによる土壤溶出量調査の対象物質は土壤ガスが検出された物質に関わらずトリクロロエチレン及びその分解生成物となる。

クロロエチレンについて、クロロエチレンの親物質について区域指定されていた土壤に由来しない土壤であることが確認できないものは、クロロエチレンによる土壤汚染のおそれがない土壤として取り扱う。

なお、通知（平成28年4月15日付け環水大土第1604151号）では、クロロエチレンについて、認定調査における取扱いとして、クロロエチレンの親物質について区域指定されていた土壤に由来しない土壤であることが確認できないものはクロロエチレンによる土壤汚染のおそれがないと認め得ないと考えられるとしている。

表-9 特定有害物質の種類及び基準の見直し前の施行日前認定済土壌で埋め戻されている土地で新たに土壌汚染状況調査を行う場合の、当該土壌の汚染のおそれの判断

特定有害物質 (見直し後)	施行日前認定済土壌が埋め戻されている土地における当該土壌の取扱い
1,1-ジクロロエチレン	見直し後の基準に適合していることから、基準適合土壌として取り扱う。
クロロエチレン	親物質について区域指定されていた土地に由来する土壌であることが確認できたものは、クロロエチレンによる土壌汚染のおそれがあると認められる土壌として取り扱うことが妥当である。
1,2-ジクロロエチレン	シス体及び親物質について基準適合であることが確認されていることから、1,2-ジクロロエチレンによる土壌汚染のおそれはないと判断し、取り扱う。
カドミウム	見直し前の基準に適合していた土壌であっても、見直し後の基準に適合しない土壌である場合は、基準に適合しない土壌であるとして取り扱う。
トリクロロエチレン	見直し前の基準に適合していた土壌であっても、見直し後の基準に適合しない土壌である場合は、基準に適合しない土壌であるとして取り扱う。ただし、分解により汚染状態が変化している可能性があることから、必要な試料採取等を行い、汚染の状況を評価できることとする。

### 3.2 特定有害物質の種類及び基準の見直しに対する施行日前浄化等済土壌の汚染のおそれの判断

特定有害物質の種類又は基準の見直しに対する施行日前浄化等済土壌で埋め戻されている土地において新たに土壌汚染状況調査を行うこととなった場合の当該施行日前浄化等済土壌の汚染のおそれの判断を表-10に示す。

トリクロロエチレンについて、分解により汚染状態が変化している可能性を考慮する場合に必要な試料採取等の方法は、1.2.1(4)に示した方法と同じであり、土壌ガス調査（又は代わりに行う地下水調査）の対象物質はトリクロロエチレン及びその分解生成物、ボーリングによる土壌溶出量調査の対象物質は土壌ガスが検出された物質に関わらずトリクロロエチレン及びその分解生成物となる。



表-10 特定有害物質の種類及び基準の見直し前の施行日前浄化等済土壤で埋め戻されている土地で新たに土壤汚染状況調査を行う場合の、当該土壤の汚染のおそれの判断

特定有害物質 (見直し後)	施行日前浄化等済土壤が埋め戻されている土地における当該土壤の取扱い
1,1-ジクロロエチレン	見直し後の基準に適合していることから、基準適合土壤として取り扱う。
クロロエチレン	汚染土壤処理施設においてクロロエチレンが処理可能な処理工程を経ていることから、クロロエチレンによる土壤汚染のおそれがないと認められる土壤として取り扱う。
1,2-ジクロロエチレン	汚染土壤処理施設において1,2-ジクロロエチレンが処理可能な処理工程を経ていることから、1,2-ジクロロエチレンによる土壤汚染のおそれがないと認められる土壤として取り扱う。
カドミウム	見直し前の基準に適合していた土壤であっても、見直し後の基準に適合しない土壤である場合は、基準に適合しない土壤であるとして取り扱う。
トリクロロエチレン	見直し前の基準に適合していた土壤であっても、見直し後の基準に適合しない土壤である場合は、基準に適合しない土壤であるとして取り扱う。ただし、分解により汚染状態が変化している可能性があることから、必要な試料採取等を行い、汚染の状況を評価できることとする。